

消費者被害事件の解決に効く「司法的手続」

消費生活センターであっせん不調になった際に、利用することができる司法的手続として、民事裁判、民事調停、国民生活センター紛争委員会が行うADR（行政型ADR）、さらに、民間型ADRなど様々な手続きが考えられます。

消費生活相談現場で、それぞれの手続きの特徴や効果、相違点について、理解を深める研修会のご案内です。

第一部では、各手続きの説明と特徴などを比較し、

第二部では、民間総合調停センター成立事例集から具体的な事例を題材として、利用する手続きによって、経過や結果に違いが出るのかなどを検討します。



【日 時】2018年 **2月10日(土)** 13:30～15:30

(13:00 開場・受付開始)

【会 場】大阪弁護士会館10階1001・1002会議室(大阪市北区西天満1-12-5)

【講 師】公益社団法人民間総合調停センター 運営委員 藤野 恵介 弁護士

【主 催】公益社団法人民間総合調停センター、公益社団法人全国消費生活相談員協会

※資料として、民間総合調停センターの「成立事例集(第1集)」と「同事例集(第2集)」を使用いたします
(参加者の方には会場で無償配布いたします。)

一時保育サービスを実施します(要予約・無料)

【対象】 原則、首がすわっている乳児～未就学児 [時間] 研修開始15分前から終了15分後まで

※ 1月30日(火)までに電話(06-6364-7644)でお問合せください。

参加申込宛先 FAX **06-6364-7645** (民間総合調停センター事務局宛)

氏名		
所属センター		
連絡先	電話番号	
	メールアドレス	

※ご提供いただきました個人情報、本研修に関する目的以外には使用いたしません。

*お問合せ先 民間総合調停センター事務局 TEL 06-6364-7644 / m-takeda@osakaben.or.jp